

第69回 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日

日時

2020年6月25日(木曜日) 午前10時

場所

東京都新宿区西落合1丁目31番4号
当社1号館4階ホール

新型コロナウイルスの感染防止のため、
書面またはインターネット等により議決
権を行使し、当日のご出席を見合わせて
いただくことをご検討くださいますよう
お願い申し上げます。

日本光電工業株式会社

証券コード：6849

第69回定時株主総会招集ご通知…………… 2

株主総会参考書類…………… 6

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取
締役を除く)9名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名
選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締
役1名選任の件

第5号議案 取締役(監査等委員である取
締役および社外取締役を除く)
に対する譲渡制限付株式の割
当てのための報酬決定の件

(添付書類)

事業報告…………… 21

連結計算書類…………… 43

計算書類…………… 45

監査報告書…………… 47

株主総会のお土産をご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス関連の対応について

- ・ 新型コロナウイルスの感染防止のため、書面またはインターネット等により議決権を行使し、当日のご出席を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・ お土産のご用意はございません。
- ・ ご出席の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ 本総会においては、新型コロナウイルス感染防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項および議案の詳細な説明を省略させていただく可能性がございます。
- ・ 例年別室で実施しております製品展示も今回は中止とさせていただきます。
- ・ 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数を確保できない可能性がございます。
- ・ 株主総会当日までの感染状況の変化や政府等の発表内容等により、上記対応や本総会の運営を大きく変更する場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nihonkohden.co.jp/ir/info/soukai.html>) にてお知らせいたします。

証券コード 6849

2020年6月4日

株 主 各 位

東京都新宿区西落合1丁目31番4号

日本光電工業株式会社

代表取締役
社長執行役員 荻野博一

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会につきましては、**新型コロナウイルスの感染を防止し、株主の皆様の安全を確保するために、書面またはインターネット等により議決権を行使し、当日のご出席を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。**書面またはインターネット等により議決権を行使していただく場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、「議決権行使のご案内」（4頁～5頁）をご参照のうえ、**同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご投函くださるか、インターネット等の電磁的方法により2020年6月24日（水曜日）午後5時10分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西落合1丁目31番4号
当社1号館4階ホール

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

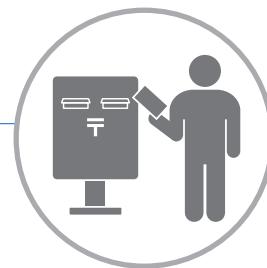
以上

-
- ◎当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nihonkohden.co.jp/ir/info/soukai.html>)に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に提供すべき書面のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nihonkohden.co.jp/ir/info/soukai.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
- したがって、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会がそれぞれ会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の全てではなく、一部は上記の当社ウェブサイトに掲載しております。

議決権行使のご案内

書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

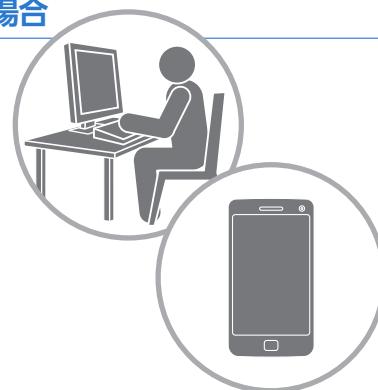


インターネット(スマートフォン・パソコン)で議決権を行使される場合

スマートフォンをご利用の方は、同封の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト『スマート行使』の使い方」をご参照いただき、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことで議決権を行使できます。

パソコンをご利用の方は、議決権行使ウェブサイトアクセスしていただくことで議決権を行使できます。

(議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>)



議決権行使期限 2020年6月24日(水曜日) 午後5時10分まで

株主総会に出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時：2020年6月25日(木曜日) 午前10時

場 所：当社1号館4階ホール(会場についての詳細は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

※新型コロナウイルスの感染防止のため、書面またはインターネット等により議決権を行使し、当日のご出席は見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点について

- 1 スマートフォンでのインターネットによる議決権行使は、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。
- 2 パソコンでのインターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。
(議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」が必要となりますのでご注意ください。)
- 3 インターネットによる議決権行使は、2020年6月24日(水曜日)午後5時10分までに行使されるようお願いいたします。
- 4 インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 5 インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、最後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。
- 6 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金については株主様のご負担となります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使でご不明な場合

- インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法をご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル **0120 (652) 031** (9:00~21:00)

- その他のご照会については、下記にお問い合わせください。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部
電話 **0120 (782) 031** (土日休日を除く 9:00~17:00)

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

- 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

利益の配分につきましては、研究開発や設備投資、M&A、人財育成など将来の企業成長に必要な内部留保の確保に配慮しながら、株主の皆様には長期に亘って安定的な配当を継続することを基本方針としています。

本方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金18円 総額 1,532,804,688円

注) 中間配当(1株につき金17円)を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金35円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 8,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 8,500,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、当社では、経営の透明性・客観性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置しており、当該候補者の選定にあたっては同委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役在任期間
1	再任 <small>おぎの ひろかず</small> 荻野 博一	代表取締役	8年
2	再任 <small>たむら たかし</small> 田村 隆司	代表取締役	12年
3	再任 <small>はせがわ ただし</small> 長谷川 正	取締役	5年
4	再任 <small>やなぎはら かずてる</small> 柳原 一照	取締役	5年
5	再任 <small>ひろせ ふみお</small> 広瀬 文男	取締役	5年
6	再任 <small>たなか えいいち</small> 田中 栄一	取締役	3年
7	再任 <small>よし たけ やすひろ</small> 吉竹 康博	取締役	3年
8	再任 <small>おぼら みのる</small> 小原 實	社外取締役候補者 独立役員	社外取締役 8年
9	新任 <small>むらおか かなこ</small> 村岡 香奈子	社外取締役候補者 独立役員	—

候補者番号

1

再任

おぎの
荻野

ひろかず
博一

(1970年5月28日生)



所有する当社の株式の数
25,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年4月 当社入社
2007年4月 日本光電ヨーロッパ(有)社長
2011年4月 当社マーケティング戦略部長
2011年6月 当社執行役員
2012年6月 当社取締役 上席執行役員
2013年4月 当社海外事業本部長
2013年6月 当社常務執行役員
2013年10月 日本光電アメリカ(株)CEO
2015年6月 当社代表取締役 社長兼COO
2017年6月 当社代表取締役 社長執行役員 (現在)

取締役候補者とした理由等

荻野博一氏は、当社およびグループ会社において海外販売子会社の社長、マーケティング戦略、海外事業の責任者を歴任する等、豊富な経験と実績を有しています。2015年からは社長として当社経営を担い、中期経営計画の推進により企業価値の向上に注力しています。その経営者としての経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

再任

たむら
田村

たかし
隆司

(1959年3月22日生)



所有する当社の株式の数
23,900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
2003年4月 日本光電関西(株)代表取締役社長
2007年4月 当社営業本部長
2007年6月 当社執行役員
2008年6月 当社取締役 上席執行役員
2011年4月 当社海外事業本部長
2013年4月 当社サービス事業本部長
2014年4月 当社カスタマーサービス本部長
2015年6月 当社常務執行役員
2016年4月 当社営業本部長
2017年6月 当社代表取締役 専務執行役員 (現在)

[国内事業統括]

取締役候補者とした理由等

田村隆司氏は、当社およびグループ会社において国内販売子会社の社長、国内事業、海外事業、サービス事業の責任者を経て、現在は国内事業を統括しており、豊富な経験と実績を有しています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

再任

は せ が わ た だ し
長谷川 正 (1959年6月17日生)



所有する当社の株式の数
10,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 (株)埼玉銀行入行
2009年6月 (株)埼玉りそな銀行執行役員
2011年6月 同行常務執行役員
2013年6月 同行取締役兼常務執行役員
2014年3月 同行取締役兼常務執行役員退任
2014年4月 当社入社、人事部理事
2014年6月 当社上席執行役員 内部監査室担当
2015年6月 当社取締役 常務執行役員 (現在)
2020年4月 当社グローバル経営管理本部長 (現在)

取締役候補者とした理由等

長谷川正氏は、金融機関における豊富な経験から財務および会計に関する知見を有しており、当社入社後は、内部監査担当を経て、現在はグローバル経営管理本部長、経理・法務・コンプライアンス・人事・総務・情報システム担当役員を務めています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

4

再任

や な ざ は ら か ず て る
柳原 一照 (1957年1月22日生)



所有する当社の株式の数
8,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社
2009年4月 当社医療機器技術センタ副所長
2011年4月 当社技術推進センタ所長
2011年6月 当社医療機器技術センタ副所長
2012年4月 当社医療機器技術センタ所長
2012年6月 当社執行役員
2014年4月 当社技術戦略本部長 (現在)
2014年6月 当社上席執行役員
2015年6月 当社取締役 (現在)
2017年6月 当社常務執行役員 (現在)

取締役候補者とした理由等

柳原一照氏は、主に製品開発に従事し、現在は技術戦略本部長を務めており、豊富な経験と実績を有しています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

5

再任

ひろせ
広瀬

ふみお
文男

(1960年3月2日生)



所有する当社の株式の数
11,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
2003年4月 日本光電中四国(株)代表取締役社長
2006年4月 当社グローバルマーケティングチーフマネージャ
2009年4月 当社経営企画室長
2009年6月 当社執行役員
2013年4月 当社呼吸器・麻酔器事業本部長
2013年6月 当社上席執行役員
2015年6月 当社取締役(現在)
2017年6月 当社常務執行役員(現在)
2018年4月 当社検体検査事業本部長
2020年4月 当社事業戦略本部長(現在)

取締役候補者とした理由等

広瀬文男氏は、当社およびグループ会社において国内販売子会社の社長、マーケティング、経営企画、呼吸器・麻酔器事業、検体検査事業の責任者を経て、現在は事業戦略本部長を務めており、豊富な経験と実績を有しています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

6

再任

たなか
田中

えいいち
栄一

(1962年7月15日生)



所有する当社の株式の数
4,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2002年4月 当社市場戦略室長
2003年10月 日本光電アメリカ(株)社長
2008年4月 当社総務人事部長
2008年6月 当社執行役員
2011年4月 当社用品事業本部長
2013年4月 日本光電富岡(株)専務
2013年6月 当社上席執行役員(現在)
2014年4月 日本光電富岡(株)代表取締役社長
2017年4月 当社商品事業本部長
2017年6月 当社取締役(現在)
2019年4月 当社経営戦略統括部長
2020年4月 当社米国事業本部長(現在)

取締役候補者とした理由等

田中栄一氏は、当社およびグループ会社において市場戦略、総務人事、商品事業、経営戦略の責任者、海外販売子会社および国内生産子会社の社長を経て、現在は米国事業本部長を務めており、豊富な経験と実績を有しています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

7

再任

よしたけ
吉竹

やすひろ
康博

(1966年3月20日生)



所有する当社の株式の数
3,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
2003年10月 日本光電ヨーロッパ(有)社長
2007年4月 当社海外事業本部販売推進部長
2008年4月 日本光電貿易(上海)(有)董事総経理
2011年4月 当社中国統括本部長
2011年6月 当社執行役員
2013年4月 当社アジア・中近東統括本部長
2015年4月 当社海外事業本部長(現在)
2017年6月 当社取締役 上席執行役員(現在)
2019年2月 日本光電アメリカ(株)社長兼CEO

取締役候補者とした理由等

吉竹康博氏は、当社およびグループ会社において海外販売子会社の社長、中国事業、アジア・中近東事業の責任者を経て、現在は海外事業本部長を務めており、豊富な経験と実績を有しています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

8

再任

お ぼ ら
小 原 實

(1947年9月29日生)

社外取締役候補者

独立役員



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年 4 月 慶應義塾大学理工学部電気工学科助教授
- 1993年 4 月 慶應義塾大学理工学部電気工学科（現 電気情報工学科）教授
- 2012年 6 月 当社社外取締役（現在）
- 2013年 4 月 慶應義塾大学名誉教授（現在）

所有する当社の株式の数
0株

■社外取締役候補者とした理由等

小原 實氏は、社外取締役候補者です。

- (1) 小原 實氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、電気工学、情報工学、医療工学等を専門とする大学教授としての知見・経験等を活かしていただくことにより、客観的・中立的な助言や独立した立場からの経営の監督が期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
- (2) 当社は小原 實氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- (3) 小原 實氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。なお、同氏は慶應義塾大学名誉教授であり、同大学は当社の取引先および寄付先ですが、取引先は主として慶應義塾大学病院、主な寄付先は大学医学部の国際医学研究会です。当期の取引金額は連結売上高の1%未満、寄付額は1,000万円未満です。



所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1988年4月 三菱商事(株)入社
- 1993年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
アンダーソン・毛利法律事務所（現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所
- 1999年10月 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所
- 2019年6月 マルス法律事務所設立
- 2020年4月 宏和法律事務所入所（現在）

■社外取締役候補者とした理由等

村岡香奈子氏は、社外取締役候補者です。

- (1) 村岡香奈子氏は、会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験等を活かしていただくことにより、客観的・中立的な助言や独立した立場からの経営の監督が期待できるため、社外取締役候補者となりました。
- (2) 村岡香奈子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
- (3) 村岡香奈子氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏の重要な兼職先である宏和法律事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. [] 内は当社における現在の担当を表示しております。

■監査等委員会の意見

取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任等および報酬等については、指名・報酬委員会に監査等委員である社外取締役2名全員が指名・報酬委員会委員長および委員として出席し、選任等および報酬等の審議を行い、その結果を監査等委員会において報告、協議しました。

この結果、監査等委員会としては、取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任等および報酬等のいずれについても会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役在任期間
1	再任 生田 一彦	取締役 (常勤監査等委員)	4年
2	再任 川津原 茂	社外取締役候補者 独立役員	4年
3	新任 清水 一男	社外取締役候補者 独立役員	—

候補者番号

1

再任

生田 一彦 (1956年5月29日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社
 2006年4月 当社管理統括部経理部長
 2009年4月 当社経理部長
 2009年6月 当社執行役員
 2013年6月 当社上席執行役員
 2016年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現在）

所有する当社の株式の数
16,900株

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由等

生田一彦氏は、主に財務・会計関連業務、情報システム関連業務に従事し、経理部長を務める等、当社における豊富な業務経験と財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。その経験や知見を活かすことにより、業務を執行しない取締役の立場からの経営の監査・監督が期待できるため、引き続き監査等委員である取締役候補者としてしました。



所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4月 東光(株)入社
 2002年 4月 同社営業本部第一営業部長
 2004年 4月 同社営業センター長
 2005年 6月 同社取締役営業センター長
 2008年 4月 同社代表取締役社長
 2014年 5月 同社代表取締役会長
 2015年 3月 同社常任顧問
 2016年 4月 同社非常勤顧問
 2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現在）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

川津原茂氏は、社外取締役候補者です。

- (1) 川津原茂氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かしていただくことにより、独立した立場からの経営の監査・監督が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- (2) 当社は川津原茂氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- (3) 川津原茂氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。

候補者番号

3

新任

しみず
清水

かずお
一男

(1959年5月16日生)

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年4月 日本郵船(株)入社
- 1989年10月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所
- 1992年10月 清水晋税理士事務所入所
- 1993年3月 公認会計士登録
- 1994年5月 税理士登録
- 2003年1月 新日本アーンストアンドヤング税理士法人(現 EY税理士法人) 入所
- 2013年9月 清水会計事務所入所、良公監査法人代表社員(現在)

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

清水一男氏は、社外取締役候補者です。

- (1) 清水一男氏は、会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士および税理士としての財務および会計に関する豊富な知識・経験等を活かしていただくことにより、独立した立場からの経営の監査・監督が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者としました。
 - (2) 清水一男氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
 - (3) 清水一男氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏の重要な兼職先である清水会計事務所および良公監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

もりわき すみお
森脇 純夫 (1957年3月3日生)

社外取締役候補者

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 石井法律事務所入所	2011年6月	当社補欠監査役
1991年4月	石井法律事務所パートナー（現在）	2016年6月	当社補欠取締役（監査等委員）（現在）
2007年6月	当社独立委員会委員	2017年6月	J S R(株)社外監査役（現在） トピー工業(株)社外取締役（現在）

所有する当社の株式の数

0株

■補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

森脇純夫氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。

- (1) 森脇純夫氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な実務経験に基づく専門知識と識見を活かしていただくことにより、独立した立場からの経営の監査・監督が期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。
- (2) 森脇純夫氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
- (3) 森脇純夫氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、監査等委員である社外取締役に就任した場合、独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏の重要な兼職先であるJSR(株)およびトピー工業(株)と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注) 森脇純夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、2016年6月28日開催の当社第65回定時株主総会において、年額4億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額3千万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は9名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記

3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数160,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という）。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日

以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における当社グループを取り巻く事業環境は、国内では、2025年の医療提供体制を示す地域医療構想の実現に向けて病床機能の分化・連携が推進されたほか、医師・医療従事者の働き方改革や負担軽減に関する議論がなされました。年度末にかけては、医療現場は急増する新型コロナウイルス感染症患者への対応に追われる状況となりました。海外においても、欧米諸国、新興国ともに医療機器の需要は総じて堅調に推移していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が各国の医療提供体制に大きな影響を与えるとともに、経済活動の抑制により景気の先行きに不透明感が高まりました。

このような状況下、当社グループは、2019年度を最終年度とする3カ年中期経営計画「TRANSFORM 2020」を推進し、「高い顧客価値の創造」「組織的な生産性の向上」による高収益体質への変革を目指すとともに、「地域別事業展開の強化」「コア事業のさらなる成長」などの重要課題に取り組みました。商品面では、スポットチェックモニタや新興国向けのベッドサイドモニタ、医用テレメータ、救急車搭載除細動器、当社初の人工呼吸器など、顧客価値の高い新製品を相次いで投入しました。人工呼吸器は、総合技術開発センターで開発したNPPV（※）人工呼吸器と、米国の日本光電オレンジメッドで開発・生産した人工呼吸器の2機種を発売しました（前者は国内・海外、後者は海外にて発売）。また、タイムリーな製品供給と物流コストの削減を図るため、埼玉県坂戸市に東日本物流センターを設立しました。

これらの結果、当期の売上高は前期比3.5%増の1,850億7百万円の増収となり、営業利益は前期比3.1%増の155億3百万円となりました。経常利益は為替差損の計上により前期比6.4%減の148億4千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は和解金や事業所移転費用等の特別損失の計上により前期比12.0%減の98億5千4百万円となりました。

※NPPV（Noninvasive positive pressure ventilation）：非侵襲的陽圧換気。気管内挿管や気管切開を行わない人工呼吸管理。

第1表 売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益

区 分	前 期 (2019年3月期)	当 期 (2020年3月期)	対前期増減率
	百万円	百万円	%
売 上 高	178,799	185,007	+3.5
営 業 利 益	15,044	15,503	+3.1
経 常 利 益	15,867	14,846	△6.4
親会社株主に帰属する当期純利益	11,191	9,854	△12.0



<市場別の状況>

国内市場においては、急性期病院、中小病院、診療所の各市場のニーズに対応した新製品を投入するとともに、医療安全、診療実績、業務効率につながる顧客価値提案の推進、保守サービス事業の強化に注力した結果、売上を伸ばすことが出来ました。なお、消費税率引上げに伴う駆け込み需要と反動減はほぼ相殺される形となりました。市場別では、大学病院市場が新築移転に伴う大口商談の受注もあり好調に推移し、官公立、私立病院市場も堅調でした。一方、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて不要不急の訪問を自粛したことから、診療所市場での売上が前期比微減となり、P A D (※) 市場でのA E Dの販売も鈍化しました。この結果、国内売上高は前期比3.2%増の1,343億5千5百万円となりました。

海外市場においては、米州では、販売・サービス活動の強化や製品ラインアップの拡充が奏功し、米国、中南米ともに好調に推移しました。欧州では、新型コロナウイルス感染症患者の増加により生体情報モニタなどの医療機器の需要が急増したことから、ドイツ、イタリアを中心に二桁成長となりました。アジア州では、現地通貨ベースでは堅調に推移しましたが、円ベースでは減収となりました。東南アジアは低調だったものの、インド、中近東が好調に推移しました。中国は、現地通貨ベースでは好調に推移しましたが、円ベースでは前期並みにとどまりました。その他地域では、南アフリカ、エジプトなどアフリカでの売上が回復しました。この結果、海外売上高は前期比4.3%増の506億5千1百万円となりました。

※ P A D (Public Access Defibrillation) : 一般市民によるA E Dを用いた除細動。P A D 市場には公共施設や学校、民間企業などが含まれる。

第2表 市場別売上高

地 域	売 上 高	対前期増減率	構 成 比
	百万円	%	%
売 上 高 合 計	185,007	+3.5	100.0
う ち 国 内 売 上 高	134,355	+3.2	72.6
う ち 海 外 売 上 高	50,651	+4.3	27.4

(ご参考) 地域別海外売上高

地 域	売 上 高	対前期増減率
	百万円	%
米 州	24,731	+5.2
欧 州	9,044	+10.7
ア ジ ア 州	14,899	△1.3
そ の 他	1,976	+9.6

<商品群別の状況>

【生体計測機器】国内では、脳神経系群は前期実績を下回ったものの、心臓カテーテル検査装置群が好調に推移しました。心電計群は前期並みにとどまりました。海外では、心電計群は前期実績を下回ったものの、脳神経系群が好調に推移しました。この結果、売上高は前期比3.7%増の422億7千3百万円となりました。

【生体情報モニタ】国内では、新製品のベッドサイドモニタや医用テレメータが売上に寄与したほか、筋弛緩モジュールや超音波プローブなどの高付加価値のオプション品も好調に推移しました。海外では米州、欧州、アジア州ともに増収となり、特に欧州での売上が大幅に伸長しました。この結果、売上高は前期比4.8%増の649億6千6百万円となりました。

【治療機器】国内では、AEDは販売台数の減少により減収となったものの、除細動器、人工呼吸器が大口商談の受注に加え、新製品効果もあり、大幅に伸長しました。海外では、除細動器は減収となったものの、AEDが堅調に推移しました。当社初の自社製人工呼吸器も、各国で許認可を取得後に順次発売し、徐々に販売実績が出始めました。この結果、売上高は前期比4.1%増の345億1千2百万円となりました。

【その他】国内では、診療所向けの検体検査装置が好調に推移し、医療機器の設置工事・保守サービスも好調だった一方、現地仕入品が減収となりました。海外では、血球計数器が中南米、欧州、アフリカ諸国で増収となり、また、米国で医療機器の設置工事・保守サービスが好調でした。この結果、売上高は前期比0.8%増の432億5千4百万円となりました。

売上高を商品群別に分類すると次のとおりです。

第3表 商品群別売上高

区分	売上高	対前期増減率	構成比
	百万円	%	%
生体計測機器	42,273	+3.7	22.8
生体情報モニタ	64,966	+4.8	35.1
治療機器	34,512	+4.1	18.7
その他	43,254	+0.8	23.4
合計	185,007	+3.5	100.0

(ご参考)

区分	売上高	対前期増減率	構成比
	百万円	%	%
機器	100,846	+1.3	54.5
消耗品・保守サービス	84,160	+6.2	45.5

(2) 対処すべき課題

① 経営理念

当社は、「病魔の克服と健康増進に先端技術で挑戦することにより世界に貢献すると共に社員の豊かな生活を創造する」という経営理念のもと、これに適った事業活動を永続的に展開していくことで、グループの持続的な発展と企業価値の向上を目指しています。

② 中期経営計画「TRANSFORM 2020」(2017年度～2019年度)の総括

中期経営計画「TRANSFORM 2020」では、「高い顧客価値の創造」「組織的な生産性の向上」による高収益体質への変革を目指すとともに、「地域別事業展開の強化」「コア事業のさらなる成長」「新規事業の創造」などの重要課題に取り組みました。「高い顧客価値の創造」では、この3年間で主力となる新製品を数多く投入しました。生体情報モニタでは、中位機種ベッドサイドモニタや当社初のスポットチェックモニタ、新興国向けのベッドサイドモニタなどを投入し、ラインアップを一新することができました。特に、当社グループの新しい事業の柱となりうる自社製人工呼吸器2機種を発売できたことは最大の成果と考えています。地域別には、国内では、販売子会社制から支社支店制に移行し、販売戦略の統一とグループ経営の効率化を図るとともに、顧客価値提案の推進、サービスの拡充に注力しました。海外では、注力する米国市場において、現地開発体制の強化により全米トップクラスの病院が求める大規模ネットワークに対応したモニタシステムの提供が可

能になり、生体情報モニタ市場での当社のプレゼンスが向上しました。「組織的な生産性の向上」では、東日本物流センタを設立し、物流の効率化を図るとともに、IT活用による業務プロセス改革を推進しました。この3年間の取り組みの成果は2020年度以降に現れると期待されるものの、開発・生産・物流・販売・サービス・管理の全ての活動において生産性向上の取り組みは未だ不十分であり、道半ばと認識しています。この結果、新製品の投入の遅れや先行投資の負担もあり、「TRANSFORM 2020」の最終年度にあたる2020年3月期の業績は、連結売上高、連結営業利益、ROEともに目標に届かず、収益性の改善が課題として残りました。

③ 対処すべき課題と中長期的な経営戦略

当社は、2020年5月に予定していました2030年に向けた長期ビジョンおよび3ヵ年中期経営計画の公表を延期することといたしました。今般の新型コロナウイルスによる医療提供体制の逼迫状況に鑑み、感染症に対応した医療提供体制の整備などの医療課題が改めて認識されています。当社を取り巻く市場環境に一定の変化が生じると考えられることから、これまでの前提を改めて検証、見直した上で長期ビジョン、中期経営計画を再検討し公表します。

2020年度においては、引き続き従業員の健康維持・安全確保を最優先とした上で、医療機器メーカーとしての供給責任を果たすべく事業活動を推進するとともに、以下の課題に取り組みます。

1. 既存事業における収益性の改善
 - ・新製品発売スケジュールの遵守
 - ・海外事業のさらなる成長
 - ・国内事業における顧客価値提案の推進
2. グローバルでの企業体質の強化
 - ・ガバナンス・経営管理体制の強化
 - ・IT活用によるサプライチェーンマネジメントの向上

今後も、社会と医療の抱える課題の解決に先端技術で取り組み、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努める所存です。

④ 今後の見通し

当社グループは、(1) 従業員およびその家族の健康維持・安全確保を最優先とする、(2) 医療提供体制の維持のため製品とサービスの供給責任を果たす、ことを基本方針とし、事業活動を推進しています。新型コロナウイルス感染症患者の増加により、人工呼吸器および生体情報モニタの需要が高まっていることから、富岡生産センタ（群馬県富岡市）での増産体制の構築を進めます。

国内では、急性期病院、中小病院、診療所といった市場別の取り組みを強化するとともに、顧客価値提案の推進、保守サービス事業の強化に注力します。なお、新型コロナウイルスに対応する医療提供体制の整備が令和2年度補正予算に盛り込まれた一方で、営業活動の自粛、手術および新規開業の延期、AEDの需要減少などの影響が見込まれます。

海外では、米国および中国での事業基盤の強化により、海外事業の一層の拡大を目指します。なお、新型コロナウイルス感染症患者の増加により、欧州に続いて、米国、新興国においても人工呼吸器および生体情報モニタの需要が高まっており、中期的にも国によっては重症患者の集中治療体制の整備に伴う医療機器の需要が見込まれます。一方、各国の外出禁止令等を受けた営業活動の抑制やAEDの需要減少などの影響が見込まれます。

2021年3月期の連結通期業績予想については、売上高1,800億円、営業利益140億円、経常利益140億円、親会社株主に帰属する当期純利益100億円を見込んでいます。

現時点で新型コロナウイルスの感染拡大の収束は見通せず、精度の高い業績予想を提示することは困難な状況ではありますが、上記の業績予想は感染拡大が一定期間（国内は第2四半期累計期間末、海外は第3四半期累計期間末）で収束すると仮定して策定しました。感染拡大の影響が想定よりも長引いた場合、または想定外の部品調達困難に伴う当社製品の生産遅延や停止、航空貨物運賃の高騰などが発生した場合、当社グループの経営成績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 設備投資等の状況

当期は、総額35億4千9百万円の設備投資を実施しました。主な内容は、販売促進用機器、金型、測定器、機械装置、IT機器、業務用ソフトウェアなどの取得です。

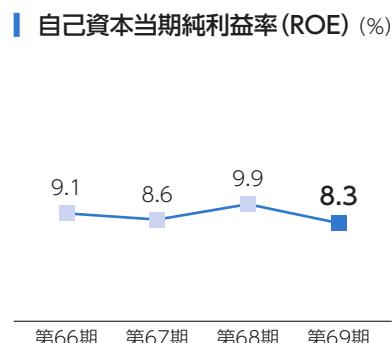
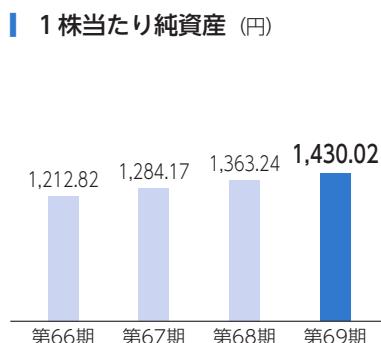
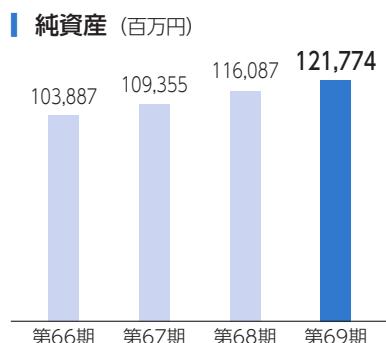
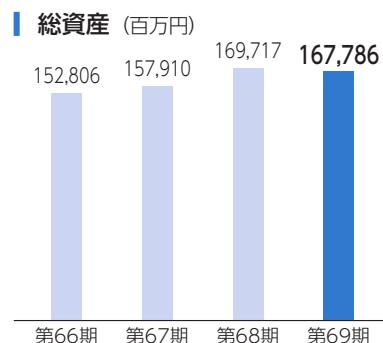
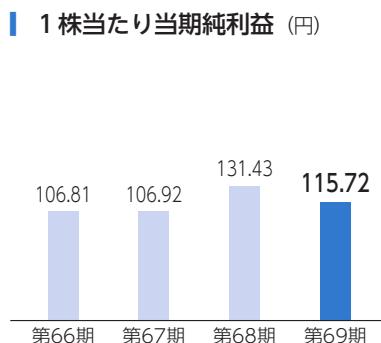
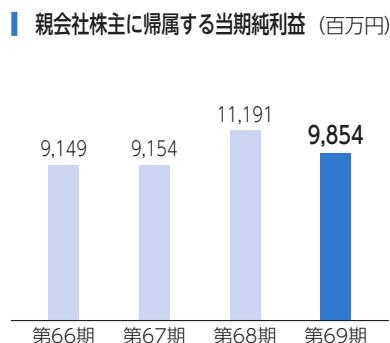
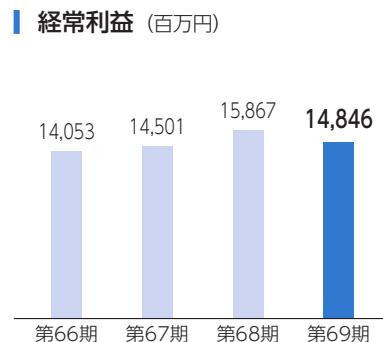
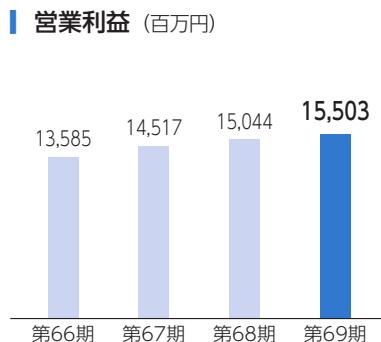
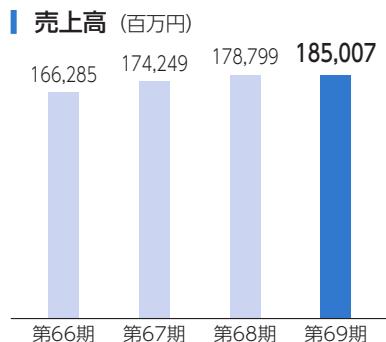
(4) 資金調達の状況

設備投資などの所要資金は、自己資金を充当しました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 66 期 (2017年3月期)	第 67 期 (2018年3月期)	第 68 期 (2019年3月期)	第 69 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	166,285	174,249	178,799	185,007
営 業 利 益 (百万円)	13,585	14,517	15,044	15,503
経 常 利 益 (百万円)	14,053	14,501	15,867	14,846
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	9,149	9,154	11,191	9,854
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	106.81	106.92	131.43	115.72
総 資 産 (百万円)	152,806	157,910	169,717	167,786
純 資 産 (百万円)	103,887	109,355	116,087	121,774
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,212.82	1,284.17	1,363.24	1,430.02
自己資本当期純利益率 (ROE) (%)	9.1	8.6	9.9	8.3

- (注) 1. 第66期においては、国内市場は堅調でしたが、為替の影響に加え、研究開発や人員増強などの先行投資費用もあり、増収減益となりました。
2. 第67期においては、国内・海外市場ともに売上を伸ばし、増益となりました。
3. 第68期においては、国内・海外市場ともに売上を伸ばし、増益となりました。
4. 第69期については、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第68期の期首から適用しており、第67期の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しています。



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率 %	主 要 な 事 業 内 容
日本光電アメリカ株式会社	4,741 千米ドル	100	医 用 電 子 機 器 販 売
日本光電ヨーロッパ有限会社	2,500 千ユーロ	100	//
日本光電インドア株式会社	111 百万ルピー	100	//
日本光電ブラジル有限会社	3 百万リアル	100	//
日本光電メキシコ株式会社	20 百万ペソ	100	//
日本光電シンガポール株式会社	1 百万Sドル	100	//
日本光電ミドルイースト株式会社	6 百万ディルハム	100	//
日本光電コリア株式会社	800 百万ウォン	100	//
日本光電富岡株式会社	496 百万円	100	医用電子機器の製造、当社製品の保管・運送
株式会社ベネフィックス	20 百万円	100	医療情報システム製品製造・販売
株式会社日本バイオテスト研究所	10 百万円	100	免疫化学製品開発・製造・販売
上海光電医用電子儀器有限公司	6,669 千米ドル	100	医用電子機器の開発・製造・販売
N K U S ラボ株式会社	500 千米ドル	100	医 用 電 子 機 器 開 発
ニューロトロンクス株式会社	100 千米ドル	100	医用電子機器用ソフトウェア開発
リサシテーションソリューション株式会社	48 百万米ドル	100	関係会社の出資持分の取得および保有
デフイブテック LLC	3,072 千米ドル	(100)	医用電子機器の開発・製造・販売
日本光電イノベーションセンタ株式会社	1,000 千米ドル	100	医 用 電 子 機 器 研 究 開 発
日本光電オレンジメッド株式会社	1,000 千米ドル	100	医用電子機器の開発・製造・販売促進
株式会社イー・スタッフ	20 百万円	100	グループ総務関連・派遣業務

(注) 当社の議決権比率の()書きは、間接所有の議決権比率を示しています。

② 企業結合の成果

当社の連結子会社は29社です。連結決算の概要は、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、医用電子機器の研究開発・製造・販売および修理・保守等の事業活動を展開しています。

区 分	内 容
生 体 計 測 機 器	脳波計、筋電図・誘発電位検査装置、心電計、心臓カテーテル検査装置、診断情報システム、関連の消耗品（記録紙、電極、カテーテルなど）、保守サービスなど
生 体 情 報 モ ニ タ	心電図、呼吸、SpO ₂ （動脈血酸素飽和度）、NIBP（非観血血圧）等の生体情報を連続的にモニタリングする生体情報モニタ、臨床情報システム、関連の消耗品（電極、センサなど）、保守サービスなど
治 療 機 器	除細動器、AED（自動体外式除細動器）、人工呼吸器、心臓ペースメーカ、麻酔器、人工内耳、関連の消耗品（電極パッド、バッテリーなど）、保守サービスなど
そ の 他	血球計数器、臨床化学分析装置、超音波診断装置、研究用機器、消耗品（試薬、衛生用品など）、設置工事・保守サービスなど

(注) 販売代理店契約満了に伴い、2019年4月末をもって迷走神経刺激装置の販売を終了しました。

また、2020年3月31日付で、研究用機器の一部を㈱ミュキ技研に譲渡しました。

(8) 主要な営業所および工場

国内	本社	東京都新宿区
	事業所	西落合事業所（東京都新宿区）、所沢事業所（埼玉県所沢市）、富岡事業所（群馬県富岡市）、藤岡事業所（群馬県藤岡市）、川本事業所（埼玉県深谷市）、鶴ヶ島事業所（埼玉県鶴ヶ島市）、朝霞事業所（埼玉県朝霞市）、東日本物流センター（埼玉県坂戸市）
	支社・支店	北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、東関東支店（千葉県千葉市）、北関東支店（埼玉県さいたま市）、東京支社（東京都文京区）、首都圏GP支店（東京都文京区）、南関東支店（神奈川県横浜市）、中部支店（愛知県名古屋市）、関西支社（大阪府大阪市）、中国支店（広島県広島市）、四国支店（愛媛県松山市）、九州支店（福岡県福岡市）
海外	米 州	日本光電アメリカ(株)、日本光電メキシコ(株)、日本光電ラテンアメリカ(株)、日本光電ブラジル(有)、デフィブテック LLC、日本光電オレンジメッド(株)
	欧 州	日本光電ヨーロッパ(有)、日本光電ドイツ(有)、日本光電フランス(有)、日本光電イベリア(有)、日本光電イタリア(有)、日本光電UK(有)、日本光電フィレンツェ(有)
	アジア州	上海光電医用電子儀器(有)、日本光電シンガポール(株)、NKSバンコク(株)、日本光電マレーシア(株)、日本光電インドネシア(株)、日本光電ミドルイースト(株)、日本光電コリア(株)

(9) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
国内会社	3,872[552] 名	+69名
海外会社	1,485[42]	+119
合計	5,357[594]	+188

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの出向受入者を含む。）です。
2. 従業員数欄の【外書】は、臨時従業員（非常勤嘱託、臨時社員およびパートタイマー）の年間平均雇用人員です。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社埼玉りそな銀行	100 百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 197,972,000株
 (2) 発行済株式の総数 88,730,980株 (自己株式3,575,164株を含む)
 (3) 株主数 5,956名 (前期末比1,009名減)
 (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 2 2 3	9,011,922	10.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,404,000	7.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,416,900	5.18
株式会社埼玉りそな銀行	4,193,750	4.92
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 1 0 3	1,878,841	2.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,685,500	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7)	1,633,400	1.91
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	1,462,746	1.71
R B C I S T 1 5 P C T L E N D I N G A C C O U N T - C L I E N T A C C O U N T	1,389,600	1.63
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 1 0 3	1,389,071	1.63

(注) 当社は、自己株式3,575,164株を保有していますが、上記の大株主からは除いています。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

3. コーポレート・ガバナンスに関する事項

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

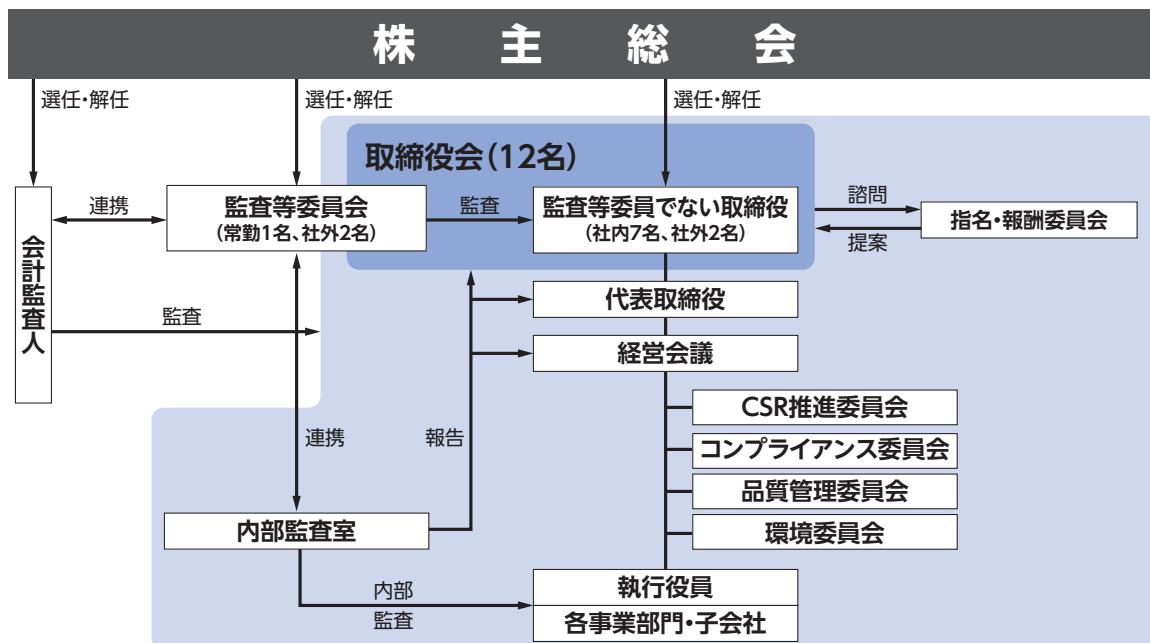
当社は、医用電子機器専門メーカーとして、経営理念の実現に向け、商品、販売、サービス、技術、財務体質や人財などすべてにおいて、お客様はもとより、株主の皆様、取引先、社会から認められる企業として成長し、信頼を確立することを経営の基本方針としています。

この経営の基本方針および当社グループの中長期的な企業価値の向上のため、経営の健全性・透明性・効率性の向上を目指す経営管理体制の構築により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要な経営課題であると考えています。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監督機能の強化、経営の健全性・透明性の向上、経営の意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社を選択しています。また、経営の透明性・客観性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しています。社外取締役が委員の過半数を占めるとともに委員長も務めています。

取締役会は、法令で定められた事項および当社グループ全体の経営に関する重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行っています。また、取締役・執行役員で構成する経営会議を開催し、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めています。



4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	荻野博一	経営統括
代表取締役 専務執行役員	田村隆司	営業本部長
取締役常務執行役員	長谷川 正	経理・法務・コンプライアンス・人事・総務・情報システム担当
取締役常務執行役員	柳原一照	技術戦略本部長
取締役常務執行役員	広瀬文男	検体検査事業本部長
取締役上席執行役員	田中栄一	経営戦略統括部長、商品事業本部長
取締役上席執行役員	吉竹康博	海外事業本部長、日本光電アメリカ(株)社長兼CEO
社外取締役	山内雅哉	弁護士(ひびき綜合法律事務所)
社外取締役	小原 實	慶應義塾大学名誉教授
取締役 (常勤監査等委員)	生田一彦	
社外取締役 (監査等委員)	河村雅博	公認会計士・税理士(河村会計税務事務所) 大都魚類(株)社外取締役(監査等委員)
社外取締役 (監査等委員)	川津原 茂	

- (注) 1. 取締役山内雅哉、取締役小原實、取締役河村雅博、取締役川津原茂の各氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。
2. 社内情報の収集および監査等の環境の整備と内部統制システムの構築・運用状況を日常的に監視し、監査の実効性を確保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員河村雅博氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としています。
5. 代表取締役荻野博一、代表取締役田村隆司、社外取締役山内雅哉、社外取締役河村雅博、社外取締役川津原茂の各氏は、指名・報酬委員会委員であり、河村雅博氏が委員長を務めています。

6. 当社は、執行役員制度を導入しています。取締役を兼務していない執行役員は、2020年3月31日現在、次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	仙波正人	ITソリューション事業本部長
上席執行役員	平田茂	経理部長
上席執行役員	佐竹弘行	医療機器事業本部長、呼吸器・麻酔器事業本部長
執行役員	平岡俊彦	営業本部副本部長
執行役員	上松芳章	総務部長
執行役員	真柄睦	日本光電富岡(株)代表取締役社長
執行役員	森永修平	生体モニタ事業本部長
執行役員	下田和臣	営業本部副本部長
執行役員	瀬尾卓史	技術戦略本部副本部長、生体モニタ事業本部副本部長
執行役員	熊倉昌彦	関西支社長
執行役員	村木直之	業務統括部長
執行役員	栗田秀一	海外営業統括部長、海外事業本部副本部長
執行役員	岩崎慎一	カスタマーサービス本部長
執行役員	小林直樹	荻野記念研究所長
執行役員	古川賢治	人事部長、フェニックス・アカデミー所長

(2) 役員報酬等の額およびその算定方法に係る決定に関する方針

① 役員報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9名 (2名)	235百万円 (18百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	40百万円 (19百万円)
合 計	12名	276百万円

(注) 1. 株主総会の決議による取締役（監査等委員を除く）報酬限度額（2016年6月定時株主総会決議）：年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役使用人分は含まない。）

株主総会の決議による取締役（監査等委員）報酬限度額（2016年6月定時株主総会決議）：年額80百万円以内

2. 上記の取締役に對する支給額には、使用人兼務取締役の使用人相当額37百万円は含めていません。

② 役員報酬の額又はその算定方法の決定方針

当社は、業績や株主価値との連動性を高め、経営の透明性の向上と中長期的な成長性、収益性の向上を図ることを目的として役員報酬の額又はその算定方法の決定方針を次のとおり定めています。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の報酬については、月額固定報酬および業績連動報酬としての賞与で構成します。月額固定報酬は役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき支給することとします。業績連動報酬としての賞与は、短期インセンティブ報酬として、毎年の会社業績や1株当たり年間配当金、貢献度等を勘案し支給することとします。当該指標を選択した理由は、年間計画を社内外に公表し進捗を管理しているためです。また、中長期の業績を反映させる観点から、月額固定報酬の一定割合を自社株式の購入に充て、在任期間中保有することとします。自社株式の購入割合は、役位ごとに決定することとします。監査等委員でない社外取締役の報酬については月額固定報酬のみの構成とします。なお、監査等委員でない取締役の報酬については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会で審議し、取締役会に提案することとします。

監査等委員である取締役の報酬については、月額固定報酬のみの構成とし、監査等委員の協議にて決定します。

(3) 社外役員に関する事項

当社は、経営の透明性・健全性を高めるため、独立性を有する社外役員を選任しています。社外役員の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たすことを条件とし、様々な分野に関する専門的知識・経験等を有し、客観的・中立的な助言および経営の監督が期待できる人財を選任しています。

① 社外役員の重要な兼職等の状況

区分	氏名	兼職内容および兼職先	兼職先と当社との関係
社外取締役	山内 雅哉	弁護士 (ひびき総合法律事務所)	当社との間に特別な関係はありません。
	小原 實	慶應義塾大学名誉教授	慶應義塾大学は当社の取引先および寄付先ですが、取引先は主として慶應義塾大学病院、主な寄付先は大学医学部の国際医学研究会です。当期の取引金額は連結売上高の1%未満、寄付額は1,000万円未満です。

区 分	氏 名	兼職内容および兼職先	兼職先と当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	河村 雅博	公認会計士・税理士 (河村会計税務事務所) 大都魚類(株)社外取締役 (監査等委員)	当社との間に特別な関係はありません。
	川津原 茂	該当事項はありません。	

② 当事業年度における社外役員の本活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	主な活動状況
社外取締役	山内 雅哉	22回/22回	—	弁護士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っています。 また、指名・報酬委員会委員を務めました。
	小原 實	22回/22回	—	大学教授としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っています。
社外取締役 (監査等委員)	河村 雅博	22回/22回	25回/25回	公認会計士および税理士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っています。 また、指名・報酬委員会委員長を務めました。
	川津原 茂	22回/22回	25回/25回	企業経営者としての経験に基づき、適宜必要な発言を行っています。 また、指名・報酬委員会委員を務めました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監

査人の監査計画の内容、報酬見積の算出根拠および過年度の職務遂行状況等を検討した結果、会計監査人の報酬等に関する会社法第399条第1項および第3項の同意を行っています。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
3. 当社の重要な子会社のうち一部の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、次の内部統制システム構築の基本方針に沿い、その整備を進めています。

① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

公正で適切な企業活動を推進するため、当社グループの行動基準である「日本光電行動憲章」およびコンプライアンスの観点から遵守すべき行動の具体的なあり方を定めた「日本光電倫理行動規定」を、教育・研修を通じて当社グループの取締役および使用人に周知徹底します。コンプライアンス委員会および各部門・各子会社のコンプライアンス担当者は、コンプライアンスの確実な実践を推進します。コンプライアンスに係る相談・報告を受け付ける内部通報システムを運営し、不正等の早期発見と是正に努めます。市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「会議付議・決裁手続き基準」に従い、その保存媒体に応じて検索・閲覧が可能な状態で、情報毎に定める保存期間中、適切に保存および管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務の健全かつ円滑な運営の確保に資するため、「リスク管理規定」に従い、当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に管理する体制を構築し、実効性の高い運用を行います。グループ全体を通じた組織横断的なリスク管理体制についてはリスク管理統括部門が整備・推進し、業務の遂行に伴う個々のリスクについては、リスク毎に定めるリスク管理部門が対応します。大規模自然災害等緊急の事態が発生した場合は、「事業継続計画書」等の社内規定に従い対処します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役・執行役員で構成する経営会議を原則月3回開催し、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めます。執行役員制度により、経営の意思決定・管理監督機能と業務執行機能の役割を明確に分離し、それぞれの機能強化を図ります。社内規定により、各取締役・各執行役員および各種経営会議体の業務分掌、職務権限、責任、職務執行手続または運営手続を明確化し、効率的に職務の執行が行われる体制を確保します。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、「グループ会社管理規定」に従い、所管担当部門が適切に各子会社を管理し、子会社の経営成績その他の重要な情報について定期的に報告を受けるとともに、子会社の重要な案件は事前に当社の承認を要する体制とします。当社内部監査部門が当社および子会社の内部監査を実施します。当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制のシステムを構築し、継続的にその評価・改善を行います。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会事務局は、監査等委員会の求めまたは指示により、監査等委員会の職務の遂行を補助します。

監査等委員会事務局所属員の人事異動については、監査等委員会の同意を得ます。

監査等委員会事務局は、監査等委員会から指示を受けた職務について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けません。

⑦ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員会に対して、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、職務執行に関し重要な法令・定款違反および不正行為の事実ならびに内部監査の結果を、遅滞なく報告します。前記に関わらず、監査等委員会は、必要に応じて当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して報告を求めることができます。監査等委員会に報告を行った者は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。監査等委員は、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況を把握します。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役等は、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、監査等委員会と定期的に情報および意見を交換します。監査等委員会は、当社および子会社の監査の実効性を確保するため、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、緊密に連携します。

監査等委員の職務を執行する上で必要な費用については、「監査等委員会監査基準」に従い、監査等委員が償還等を請求した時には速やかに処理を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

第69期における運用状況の概要は次のとおりです。

① コンプライアンスについて

グループの役員・社員等にコンプライアンス手帳を配布、職場別勉強会を実施するなど、「日本光電行動憲章」「日本光電倫理行動規定」を周知徹底し、コンプライアンスの実践に努めています。第69期においてコンプライアンス委員会は7回開催され、当社グループのコンプライアンス体制の継続的な監督、評価、改善を行い、コンプライアンスに係る相談・報告の運用状況を確認しました。

② リスク管理体制について

「リスク管理規定」に基づき、グループ全体を通じた組織横断的なリスク管理体制についてはリスク管理統括部門が整備・推進し、業務の遂行に伴う個々のリスクについてはリスク毎に定める専門委員会、専門部署が対応しています。第69期において品質管理委員会など各委員会は定期的で開催され、有効性の評価・報告を行うとともに、グループ全体のリスク管理態勢の推進状況を取締役に報告しました。また、グループの役員・社員等に情報セキュリティなどリスク管理に関するeラーニングを実施しました。

大規模自然災害等緊急の事態が発生した時においても、従業員とその家族の安全を確保しつつ、医療機器メーカーとして円滑な供給を継続できるよう体制を整備しています。第69期において、有事の際に全従業員が「災害時初動対応マニュアル」や「事業継続計画書」に従った適切な行動を取れるよう、避難訓練や安否確認訓練を実施しました。新型コロナウイルス感染拡大に対応するため対策本部を設置し、社員の安全確保および医療機器メーカーとしての責務遂行に努めました。

③ 取締役の職務の執行について

「取締役会規定」「会議付議・決裁手続き基準」等に基づき、第69期において取締役会は22回開催され、法令で定められた事項および当社グループ全体の経営に関する重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行いました。取締役・執行役員で構成される経営会議は26回開催され、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めました。社外取締役4名も経営会議に出席し、客観的・中立的な立場から適宜必要な意見を述べ、経営の監視を行いました。また、「会議付議・決裁手続き基準」を見直し、取締役会のモニタリング機能の強化を図りました。

当社は執行役員制度を導入しており、取締役を兼務していない執行役員は15名で、業務執行機能の役割を明確にし、機能強化を図っています。また、社内規定により、各取締役・各執行役員および各種経営会議体の業務分掌、職務権限、責任、職務執行手続または運営手続を明確化し、効率的に職務の執行が行われる体制を確保しています。

④ グループ管理体制について

「グループ会社管理規定」に基づき、所管担当部門が適切に各子会社を管理し、子会社の経営成績その他の重要な情報について定期的に報告を受けるとともに、子会社の重要な案件は事前に当社の承認を要する体制としています。

第69期において海外子会社に対するガバナンスを強化するため、第1ディフェンスである子会社、第2ディフェンスである経理・法務・人事・品質管理など管理部門、第3ディフェンスである内部監査部門におけるガバナンス機能強化策を検討し、実行に着手しました。

内部監査部門は、当社および子会社におけるコンプライアンスの状況や業務の適正性、効率性等について内部監査を実施し、その結果を都度社長に報告するとともに監査等委員会に報告しました。また、四半期ごとに取締役会にて、内部監査結果や改善事項の進捗状況を取締役、執行役員に報告しました。

財務報告に係る内部統制については決算時に最終評価を行い、有効であることを確認しました。第69期においても新入社員、キャリア採用社員、新任管理職社員に対するJ-SOX研修（eラーニング）を継続しました。

⑤ 監査等委員会の職務の執行について

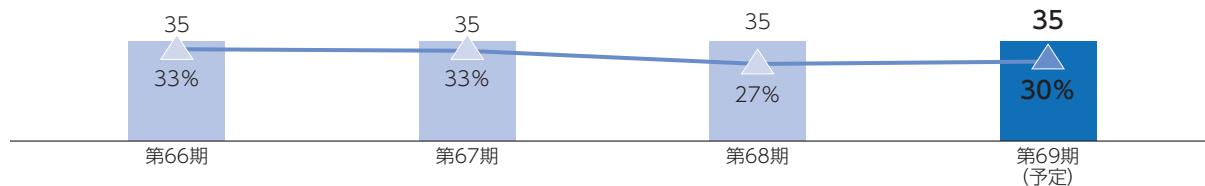
監査等委員会は3名（社外取締役2名を含む）で構成され、常勤監査等委員を1名選定しています。監査等委員は、監査等委員会が策定した監査方針・監査計画に従って、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、内部監査部門からの監査結果報告に加え、主要な事業所および子会社の往査等を通じて、取締役の職務執行を監査しています。第69期において監査等委員会を25回開催するとともに、定例で代表取締役との会合を1回、会計監査人との会合を6回、内部監査部門との会合を12回、その他不定期で取締役との会合を実施し、内部統制システムの運用状況や監査結果について情報共有・意見交換に努めました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つと位置づけています。利益の配分につきましては、研究開発や設備投資、M&A、人財育成など将来の企業成長に必要な内部留保の確保に配慮しながら、株主の皆様には長期に亘って安定的な配当を継続することを基本方針としています。株主還元方針については、配当を重視し、連結配当性向30%以上を目標としています。また、自己株式の取得については、今後の事業展開、投資計画、内部留保の水準、株価の推移等を総合的に考慮し、機動的に検討することを基本方針としています。

1 株当たり配当金 (円)

2 連結配当性向の推移 (%)



本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

ただし、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産については小数点以下第3位を四捨五入しています。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第69期 (2020年3月31日現在)	第68期 (ご参考) (2019年3月31日現在)	科 目	第69期 (2020年3月31日現在)	第68期 (ご参考) (2019年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	129,020	132,211	流動負債	40,319	48,346
現金及び預金	20,967	18,811	支払手形及び買掛金	23,755	32,645
受取手形及び売掛金	60,871	66,889	短期借入金	350	406
有価証券	15,000	16,000	未払金	3,402	2,113
商品及び製品	21,939	20,892	リース債務	9	12
仕掛品	1,908	1,523	未払法人税等	2,339	3,649
原材料及び貯蔵品	5,401	6,182	未払費用	2,851	3,179
その他	3,160	2,083	賞与引当金	3,263	3,098
貸倒引当金	△228	△171	製品保証引当金	364	379
固定資産	38,766	37,505	訴訟損失引当金	—	285
有形固定資産	20,003	19,945	その他	3,982	2,574
建物及び構築物	11,461	11,631	固定負債	5,692	5,282
機械装置及び運搬具	1,121	776	リース債務	42	17
工具器具及び備品	3,201	2,809	繰延税金負債	2	2
土地	3,514	3,514	退職給付に係る負債	4,225	3,827
リース資産	49	27	その他	1,422	1,435
建設仮勘定	654	1,185	負債合計	46,011	53,629
無形固定資産	4,149	4,563	(純資産の部)		
のれん	1,773	1,938	株主資本	119,500	113,365
ソフトウェア	1,078	1,194	資本金	7,544	7,544
その他	1,298	1,430	資本剰余金	10,414	10,414
投資その他の資産	14,612	12,997	利益剰余金	108,533	102,397
投資有価証券	6,377	5,235	自己株式	△6,992	△6,991
繰延税金資産	6,044	5,664	その他の包括利益累計額	2,273	2,722
その他	2,347	2,277	その他有価証券評価差額金	1,972	1,758
貸倒引当金	△156	△180	為替換算調整勘定	983	1,443
			退職給付に係る調整累計額	△681	△479
資産合計	167,786	169,717	純資産合計	121,774	116,087
			負債及び純資産合計	167,786	169,717

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		第69期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第68期 (ご参考) (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
売 上	高 価	185,007	178,799
売 上 原 価		95,682	92,811
売 上 総 利 益		89,325	85,987
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		73,821	70,943
営 業 利 益		15,503	15,044
営 業 外 収 益		618	965
受 取 利 息 及 び 配 当 金		213	171
為 替 差 益		—	85
助 成 金 収 入		122	298
投 資 有 価 証 券 評 価 益 他		—	60
そ の 他		282	349
営 業 外 費 用		1,275	142
支 払 利 息		10	9
為 替 差 損		973	—
投 資 有 価 証 券 評 価 損 他		64	—
そ の 他		227	133
経 常 利 益		14,846	15,867
特 別 利 益		0	33
固 定 資 産 売 却 益		0	2
投 資 有 価 証 券 売 却 益		—	31
特 別 損 失		866	381
固 定 資 産 売 却 損		0	0
固 定 資 産 除 却 損		22	95
建 物 解 体 費 用		135	—
和 解 金		520	—
事 業 所 移 転 費 用		188	—
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額		—	285
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		13,980	15,519
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		4,531	5,197
法 人 税 等 調 整 額		△405	△870
当 期 純 利 益		9,854	11,191
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		9,854	11,191

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第69期 (2020年3月31日現在)	第68期 (ご参考) (2019年3月31日現在)	科 目	第69期 (2020年3月31日現在)	第68期 (ご参考) (2019年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	119,305	122,036	流動負債	35,079	44,505
現金及び預金	10,538	9,327	買掛金	23,966	33,501
受取手形	7,807	9,738	短期借入金	300	300
売掛金	50,047	52,117	未払金	2,223	1,333
有価証券	15,000	16,000	未払法人税等	1,989	3,001
商品及び製品	13,225	13,585	未払費用	1,759	1,844
仕掛品	393	284	前受金	1,535	1,178
原材料及び貯蔵品	166	638	預り金	369	516
関係会社短期貸付金	13,493	10,925	賞与引当金	2,695	2,599
未収入金	8,001	8,796	製品保証引当金	234	225
その他	667	668	その他	4	5
貸倒引当金	△37	△46	固定負債	3,895	3,810
固定資産	36,251	35,361	退職給付引当金	3,061	2,951
有形固定資産	14,855	14,911	資産除去債務	821	833
建物	9,457	9,555	その他	12	25
構築物	41	28			
機械及び装置	395	71			
車両運搬具	0	0			
工具器具及び備品	2,205	1,927			
土地	2,446	2,446			
リース資産	8	13			
建設仮勘定	299	868			
無形固定資産	1,040	1,192	負債合計	38,974	48,315
のれん	105	111	(純資産の部)		
ソフトウェア	846	954	株主資本	114,610	107,326
電話加入権・施設利用権	74	78	資本金	7,544	7,544
その他	14	48	資本剰余金	10,482	10,482
投資その他の資産	20,354	19,257	資本準備金	10,482	10,482
投資有価証券	6,155	5,230	その他資本剰余金	0	0
関係会社株式	6,359	6,359	利益剰余金	103,576	96,291
関係会社出資金	2,365	2,365	利益準備金	1,149	1,149
従業員に対する長期貸付金	3	6	その他利益剰余金	102,426	95,141
繰延税金資産	3,811	3,815	別途積立金	90,460	84,460
その他	1,696	1,527	繰越利益剰余金	11,966	10,681
貸倒引当金	△37	△48	自己株式	△6,992	△6,991
			評価・換算差額等	1,971	1,756
			その他有価証券評価差額金	1,971	1,756
資産合計	155,556	157,398	純資産合計	116,581	109,082
			負債及び純資産合計	155,556	157,398

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目		第69期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第68期 (ご参考) (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
売上	高価	154,352	149,744
売上	原価	87,062	85,118
売上	総利	67,289	64,625
販売費及び一般管理費	益	53,302	51,905
営業利益		13,986	12,720
営業外収益		1,515	1,703
受取利息及び配当金		1,058	807
受取成金		118	298
為替差		—	186
受取地代家賃		206	205
投資有価証券の		—	60
その他の		133	145
営業外費用		997	68
支払利息		2	2
為替差		876	—
投資有価証券の		64	—
その他の		53	65
経常利益		14,505	14,355
特別利益		0	31
固定資産売却益		0	0
投資有価証券売却益		—	31
特別損失		424	87
固定資産売却損		0	0
固定資産除却損		21	86
建物解体費用		135	—
和事業所移転費用		80	—
その他		188	—
税引前当期純利益		14,080	14,300
法人税、住民税及び事業税		3,905	4,139
法人税等調整額		△89	△471
当期純利益		10,265	10,632

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

日本光電工業株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 鈴木裕子 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 清水谷修 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本光電工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本光電工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

日本光電工業株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 鈴木裕子 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 清水谷修 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本光電工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた「監査等委員会監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の共有を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

日本光電工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 生田 一彦 ㊟

監査等委員 河村 雅博 ㊟

監査等委員 川津原 茂 ㊟

(注) 監査等委員 河村雅博 及び 監査等委員 川津原茂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場 ご案内図

会場 東京都新宿区西落合1丁目31番4号
日本光電工業株式会社 1号館 4階ホール
電話(03) 5996-8000(代表)



交通 都営大江戸線「落合南長崎駅」 A1出口 より徒歩約8分
西武新宿線「新井薬師前駅」 南口 より徒歩約15分

※駐車場の用意がございませんのでお車のご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

UD
FONT

VEGETABLE
OIL INK